

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月24日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

### 香川県人事委員会規則第3号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(支給地域等) 第2条 略 2 略 3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の15.5</u> とする。			(支給地域等) 第2条 略 2 略 3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の15</u> とする。		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給地域	級地	支給割合	支給地域	級地	支給割合
東京都特別区	1級地	<u>100分の18.5</u>	東京都特別区	1級地	<u>100分の18</u>
大阪府大阪市	2級地	<u>100分の15.5</u>	大阪府大阪市	2級地	<u>100分の15</u>
兵庫県神戸市	4級地	<u>100分の10.5</u>	兵庫県神戸市	4級地	<u>100分の10</u>
宮城県多賀城市	5級地	<u>100分の7</u>	宮城県多賀城市	5級地	<u>100分の5</u>
略		略	略		略
略			略		
略	7級地	略	略	7級地	略
徳島県徳島市		<u>100分の2</u>	徳島県徳島市		<u>100分の1</u>
備考 略			備考 略		

#### 附 則

この規則は、平成28年2月26日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。